

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

11

2025

TOPICS

P2 資産安心コラム

誰が継ぐかで会社が揺れる？
事業承継トラブルの落とし穴

P3 暮らしとお金の教養講座

その資産、本当に社長のもの？
混同防止がトラブル回避のカギ

P4 相続・贈与の基礎知識

後継者に譲る？ 他社へ売却？
事業承継と譲渡の違いとは

数字で見る相続

累計相談者数15万超 第三者承継の成約増

独立行政法人中小企業基盤整備機構が公表した『令和6年度 事業承継・引継ぎ支援センターの実績について』によると、令和6年度の相談者数は23,000者を超え、事業承継・引継ぎ支援センターの開設以来の累計相談者数は15万者を超えました。特に近年は、会社を親族以外の第三者に引き継ぐ「第三者承継（M&A）」に関する相談が増加しており、令和6年度の第三者承継に関する相談者数は16,045者、累計では約12万者に達しています。これに伴い、令和6年度の第三者承継の成約件数は2,132件と過去最高を更新し、累計成約件数も12,306件となりました。

この背景には、中小企業・小規模事業者にも第三者承継（M&A）が事業承継の有力な選択肢として浸透してきていることがあり、相談者数や成約件数は今後も増加が見込まれています。

誰が継ぐかで会社が揺れる？ 事業承継トラブルの落とし穴

近年、経営者の高齢化に伴い、相続だけでなく「事業承継」の問題も深刻化しており、承継時にトラブルが顕在化するケースが増加しています。今回は、事業承継のトラブル事例や背景を整理し、トラブルを未然に防ぐための対策のポイントを説明します。

親族間の対立や株式分散が 引き金になる『争続』の現場

近年、中小企業の経営者の高齢化が進むなかで、事業承継を円滑に進めることの重要性が高まっています。2023年に日本政策金融公庫が実施した中小企業の事業承継に関する調査では、後継者が決まっている企業においても、承継時に懸念される課題として、「後継者の経営能力」、「相続税・贈与税の負担」、「後継者による株式・事業用資産の買い取り」が、上位にあがっています。

事業承継は、引継ぎ先によって、親族内承継と親族外承継に大別され、それぞれに異なるトラブルが生じる可能性があります。親族内承継では、経営者の資産相続をめぐる対立が生じることがあり、株式の分散が会社の重要な意思決定に影響を及ぼす事例も見られます。たとえば、経営者が取締役である長男を後継者に指名していたものの、自社株を長男に承継しないうちに亡くなったケースでは、遺産分割協議において長男が自社株の全取得を主張しました。しかし、別の会社に勤める次男が反対したため、法定相続分に基づいて株式が均等に分割されました。結果として、後継者である長男は経営判断に必要な議決権を確保することができず、事業運営に支障をきたしました。

一方、親族外承継の一例であるM&Aでは、買手から提示された条件に基づいて契約を締結したものの、契約成立後に契約不履行に発展する事例もあります。ある事例では、契約成立時点での株式の譲渡対価は低額でしたが、代わりに「一定期間後に、退職慰労金を支払う」という条件が契約に盛り込まれていました。しかし、契約に定めた期日を経過しても、退職慰労金が支払われず、契約不履行となり、当事者間で紛争が生じました。

揉めない事業承継を実現する 今から考えたい対策と準備

こうした事業承継のトラブルを未然に防ぐためには、次のような対策を講じることが必要です。

①後継者候補を早期に明確にし、関係者の合意形成を図る

経営を任せられる後継者を早期に定めることで、従業員や取引先の理解を得やすくなり、後継者を支える体制づくりが可能になります。

②経営権と資産の分離

自社株などの経営に関わる資産は、生前贈与などで後継者に集中させることで、意思決定の一元化が図られ、円滑な経営が実現しやすくなります。

③定款整備や種類株式の活用

定款で無議決権株式や議決権制限株式などの種類株式の内容を定めることで、株式の分散による経営混乱への備えが可能になります。

④専門家（税理士・司法書士・弁護士）の活用
事業承継には、株式譲渡、税務申告、法人の変更登記など専門的な手続きが多数あるため、外部の専門家の支援を受けることが有効です。

⑤事業承継計画の早期作成によるトラブル防止
計画の策定過程で経営者と後継者が経営状況や課題を共有することで、引継ぎが円滑に進みます。

⑥家族間の対話

親族への説明や相続人の意向の把握など、家族間でのコミュニケーションの積み重ねも大切です。

事業承継は「経営のバトン」だけでなく、「家族の未来」を左右する重要なプロセスです。トラブルの多くは準備不足や誤解、感情のすれ違いから生じます。大切な会社と家族の絆を守るため、今のうちから後継者の方向性を明確にし、専門家を交えた多角的な対策を講じることが重要です。

その資産、本当に社長のもの？ 混同防止がトラブル回避のカギ

中小企業では、会社名義の預金や車などを「社長のもの」と混同するケースがあります。こうした混同は、税務上の問題や将来の事業承継時にトラブルを引き起こすリスクがあります。今回は、法人と社長個人の資産の混同によるリスクやその対策について説明します。

法人資産と個人資産を 混同していませんか？

中小企業においては、会社の口座を社長が私用で使っていたり、会社名義の車を社長やその家族が利用していたりするケースが見受けられます。しかし、法律上、会社と個人は「別人格」として扱われるため、自分の会社だからといって法人資産と個人資産を混同すると、さまざまな問題に発展する可能性があります。

まず、法人では厳格な会計処理が求められるため、資産の混同は大きな税務リスクを抱えることになります。たとえば、会社の預金を社長が私的に使えば、税務署から役員賞与と認定され、課税の対象になることがあります。役員賞与は原則として損金算入ができないため、法人の税負担が増えるだけでなく、社長個人にも所得税が課されることになります。また、会社名義の車や不動産などを社長や家族が無償や低額で私用に使っていれば、「経済的利益の供与」として課税の対象となる可能性があり、法人資産の私的流用が、帳簿への不記載や虚偽の処理などの仮装・隠蔽行為とみなされた場合には、重加算税などの厳しいペナルティが課されることがあります。

こうした税務上の問題に加えて、資産の混同によって、将来、相続や事業承継が発生したときに、問題が起こることもあります。たとえば、会社名義の不動産を社長が「自分の資産」と思い込んで相続財産として相続人に伝えていた場合には、相続手続きの際に相続人と後継者の間でトラブルの原因となる可能性があります。このように、社長が法人資産を個人資産と誤認することで、税金面での損失を被るだけでなく、家族間や後継者との信頼関係にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

事業承継・相続を見据えて 今からできる整理と対策を

資産の混同が生じる背景には、中小企業の社長がビジネスとプライベートの領域を重ねていることが多い点があげられます。そのため、日常的に会社と個人の財産の線引きがあいまいになりやすいといえます。税務上の問題を防ぐためには、法人と個人の資産の境界を明確にしておくことが重要です。具体的には、まず「会社名義」と「個人名義」の所有物を洗い出し、現状を整理します。そして、そのうえで、会社名義の資産を私的に使用している実態があれば、適切な会計処理がなされているかを確認し、必要に応じて是正します。たとえば、自宅が会社名義である場合には、適正な賃料を会社に支払っているか、会社経費として妥当かどうかを検討する必要があります。

また、事業承継や相続の場面でのトラブルを避けるためには、次のような点に注意が必要です。

- ①将来的な事業承継を円滑に進めるためには、資産の帰属をあいまいにせず、後継者が正しく引き継げる状態を整えておくことが重要です。
- ②税務リスクや資産分割のトラブルを未然に防ぐには、税理士や司法書士などの専門家に早めに相談することが有効です。
- ③何よりも、社長自身が「どこまでが自分の財産か」を再確認することが、家族や後継者を守るための第一歩になります。

会社と社長個人の財産は、税務上も法務上も明確に区別しておくべきです。日常的な資産運用のあいまいさが、将来的に税金や相続のトラブルを引き起こすこともあります。事業承継をスムーズに進めるためにも、資産の棚卸しとルール化は早めを実施することをおすすめします。

後継者に譲る？ 他社へ売却？ 事業承継と譲渡の違いとは

「事業承継」と「事業譲渡」はいずれも会社の事業を引き継ぐ手法ですが、意味や法的効果は大きく異なります。そのため、自社に適した方法を選択することが重要です。今回は、事業承継と事業譲渡の基本的な違いを整理し、それぞれのメリットなどを説明します。

「承継」と「譲渡」の違い 知っておきたい基本の整理

事業承継とは、親族や従業員、第三者などの後継者に経営を引き継ぐ手法であり、経営権や株式、資産の「引継ぎ」が中心です。相続や贈与との関係が深く、事業承継税制による優遇措置が適用される場合もあります。一方、事業譲渡とは、会社が営む事業の一部または全部を他社に譲り渡す手法であり、売買契約に基づく「権利移転」が特徴です。譲渡対象の資産や契約関係は個別に選定できるため、柔軟な取引が可能です。

両者には根本的な違いがあります。事業承継の目的は会社の継続であり、経営権の移転を伴います。事業譲渡の目的は事業の清算や再編であり、経営権の移転は通常含まれません。また、事業承継の方法には生前贈与、相続、株式売買などがあり、事業承継税制を利用できる場合があります。一方、事業譲渡は事業譲渡契約に基づいて行われ、取締役会や株主総会の決議が必要なほか、関係者への説明責任や、税務上の取扱いも異なります。

それぞれの選択肢にある メリット・デメリットと注意点

事業承継と事業譲渡のどちらの方法を選択するのかは、それぞれのメリット・デメリットや注意点を比較して判断することが大切です。

事業承継には、長年培った社風や顧客との関係を維持しやすいというメリットがあります。一方、デメリットや注意点として、経営権と財産の分離が必要なこと、親族内承継では株式の集中・分散や相続税の負担が課題となる場合があります。

事業譲渡には、特定の事業のみを売却・譲渡できるというメリットがあります。一方、デメリットや注意点は、買い手との交渉や、従業員・顧客の引継ぎが円滑に進まない可能性、売却益に対して法人税などの課税が生じる点などです。

このように、同じ「事業の引継ぎ」でも、事業承継と事業譲渡では意味も結果も大きく異なります。自社にとって最善の選択をするためには、両者の違いを正しく理解したうえで、家族や社内外の関係者と十分に対話を重ねることが大切です。